

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
2 年 第 3 号	2. 2. 4	<p>犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める陳情</p> <p>中国が今までに行ってきた行為は、国際法違反、国際人権法違反、国際人道法違反、国際海洋法違反等に該当すると考えられ、その責任は国家主席である習近平にある。日本国家は、国民の生命と財産を守るため「犯罪者の入国を禁止する」という義務を負っており、外国人犯罪者に、日本の国土を踏ませないでもらいたい。</p> <p>よって、犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める。</p> <p><b>【理由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中国は、日本の領空に対して、年間約 1000 回の侵犯行為を繰り返しており、この回数は断じて、間違っ入ってしまった回数ではない。</li> <li>2 中国は、尖閣諸島の領海及び接続水域付近に、月間、約 90 隻か、それ以上の公船（武装を含む）を侵入させ、威嚇行為を続けている。</li> <li>3 中国は、周辺諸国に対して領土侵犯を繰り返しており、特にブータン王国は、中国に領土の 10%以上を強奪されたと抗議を行っている。</li> <li>4 中国は、チベット・東トルキスタン・南モンゴル・香港の各地域において、不当に住民を投獄し、虐待・拷問・強姦・人体実験・強制労働・虐殺等の弾圧を行い、また、ハイテク機器の導入により、住民の監視体制を強化している。</li> <li>5 中国は、法輪功学習者・地下キリスト教会信者・ウイグル人に対して、生きたまま臓器を収奪する、いわゆる「臓器狩り」を国家主導で行い、諸外国に対して臓器売買の収益（情報によれば年間 1 兆円）をあげている。</li> <li>6 上記 5 の件に関しては 2019 年 6 月、イギリスの民衆法廷において、「有罪判決」が出され、当該裁決により「事実」として認定されている。</li> <li>7 中国は、香港の郊外に、「テロ対策訓練センター」という名の強制収容所を建設していると言われ、また、香港人は、デモに参加不参加関係なく、街を歩くだけで不当に拘束されている。</li> <li>8 中国は、日本人十数名（公表分のみ）を不法に逮捕し、容疑の詳細も裁判結果も公表せず、長期間に渡って拘束するという重大な人権侵害を犯している。</li> </ol>	個人	総務企画

	<p>9 中国は、過去 46 回の核実験を住民に予告なしで行っており、その結果生じた被爆者に対して、必要な救護処置を行っていない。</p> <p>10 中国は、日本の EEZ 内において、無断で海洋調査及び海底資源調査を行っている。</p> <p>11 中国は、自らが犯した「通州事件」等の日本人虐殺に関する証拠を隠蔽した。</p> <p>12 中国は、世界中に、でっち上げの「南京大虐殺プロパガンダ」を展開し、虐殺記念日、記念碑、記念像を設置し、日本の名誉と尊厳を貶めている。</p>		
--	---	--	--